

# Eiwa News

## 来年以降の相続税について

平成 26 年 12 月  
( No. 113 )

皆様ご存知のとおり、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続につきましては、その相続税の計算方法が大きく改正されました。今回は、新聞・雑誌等で採り上げられることが多い、来年以降の相続税につきまして、改めてご紹介いたします。

### 基礎控除額の引き下げ

相続税は、相続財産から債務や葬式費用を差し引いた金額（課税価格）が基礎控除額（いわゆる非課税枠）を超える場合に申告が必要となります。来年以降は、その基礎控除額が 4 割縮減されます。そのため、相続税の申告が必要となるケースが多くなると想定されます。

#### 改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）

定額控除 5,000 万円  
+1,000 万円 × 法定相続人数

#### 改正後（平成 27 年 1 月 1 日から）

定額控除 3,000 万円  
+600 万円 × 法定相続人数

< 例 > 相続税の課税価格 8,000 万円、法定相続人 3 人（妻・子 2 人）の場合

8,000 万円 基礎控除額 8,000 万円

相続税の申告なし

8,000 万円 > 基礎控除額 4,800 万円

相続税の申告あり

### 税率構造の見直し

相続税は、課税価格から基礎控除額を控除した金額を法定相続分で分割したものと仮定して計算した各相続人の取得金額（法定相続分に応ずる取得金額）に、相続税の税率を乗じて算定します。

来年以降は、累進税率が 6 段階から 8 段階になり、最高税率が 50% から 55% に引き上げられます。

#### < 相続税の速算表 >

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前(平成 26 年 12 月 31 日まで)		改正後(平成 27 年 1 月 1 日から)	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
<u>3 億円以下</u>			<u>45%</u>	<u>2,700 万円</u>
<u>6 億円以下</u>	(3 億円超)		<u>50%</u>	<u>4,200 万円</u>
<u>6 億円超</u>	50%	4,700 万円	<u>55%</u>	<u>7,200 万円</u>

## 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

この特例は、被相続人等の事業用または居住用であった宅地等のうち、一定の要件（その宅地等の取得者や事業の承継・継続、保有継続など）を満たすものの限度面積までの部分について、相続税の課税価格の一定割合を減額するものです。

今回の改正により、特定居住用宅地等の限度面積が 240 m<sup>2</sup>から 330 m<sup>2</sup>に拡大されました。

また、特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等についてこの特例を適用する場合、事業用は 400 m<sup>2</sup>、居住用は 330 m<sup>2</sup>まで、合わせて 730 m<sup>2</sup>までの部分について、それらの宅地等の課税価格の 80%を減額することができることとなりました。（改正前は、一定の調整計算をしたうえで合わせて 400 m<sup>2</sup>までの部分がこの特例の対象とされていました。）

### 改正後（平成 27 年 1 月 1 日以後）

利用区分		限度面積	減額割合
事業用	特定事業用	400 m <sup>2</sup>	80%
	貸付事業用	200 m <sup>2</sup>	50%
居住用	特定居住用	330 m <sup>2</sup>	80%

#### < 居住用宅地等の適用要件の緩和...平成 26 年 1 月 1 日以後適用開始 >

二世帯住宅の敷地の用に供されている宅地等について、改正前は、二世帯住宅が構造上区分された住居の場合はそれぞれ独立したものとみなされ、被相続人が居住していた部分に対応する敷地のみが特例の対象とされていました。

しかし、平成 26 年 1 月 1 日以後は、区分所有建物登記がされている建物の場合を除き、その敷地全体について居住用の特例を適用することができます。

また、老人ホーム等に入所していたことにより、相続開始の直前において被相続人の居住用でなかった宅地等についても、一定の要件を満たすことにより、被相続人の居住用であった宅地等として、この特例を適用することができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

---

本年も、皆様にはご厚情を賜りまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしく願い申し上げます。